

平成29年度 保育所(園)・認定こども園 入所のご案内

保育所(園)・認定こども園の利用を希望する場合は、町から利用のための認定を受ける必要があります。認定には、「教育標準時間認定(1号認定)」、「保育認定(2号認定、3号認定)」の3つの種類があります。

お子さんの年齢や保育の必要性によって、認定の区分が決まります。また、認定に応じて、利用できる施設や時間が異なります。



| 区分 | 年齢 | 保育の必要性 | 利用時間 | 利用できる施設 | ※2号、3号認定の利用要件※ 次の事情により、保護者の方がお子さんを家庭で保育できない場合に限ります。 ①就労している ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④親族の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職活動(60日以内) ⑦就学 ⑧虐待やDV ⑨育児休業中 ⑩その他特別な事情で町が認める場合 |
|------|------|--------|-------------------|----------------------------|--|
| 1号認定 | 3歳以上 | なし | 教育4時間 (+預かり保育) | 幼稚園 認定こども園 (幼稚園機能部分) | |
| 2号認定 | 3歳以上 | あり | 保育8時間 ~11時間 | 保育所 認定こども園 (保育所機能部分) | |
| 3号認定 | 0~2歳 | | | | |

平成29年4月からの保育所(園)・認定こども園の入所申し込みを受け付けます

受付期間 12月1日(木)~15日(木) 平日 午前8時30分~午後5時15分
土曜日受付 12月3日(土)・10日(土) 午前9時~正午

※町外の施設(広域入所)希望の方は、施設がある市町村の受付期間に申請が必要です。

申込先 福祉こども課 ※認定こども園桂幼稚園は、園に直接お申し込みください。

申込書類 「施設型給付費等支給認定申請書 兼 入所申込書」

※2号・3号認定のみ…「家庭状況調査書」、「雇用証明書」等の保育を必要とする事由を証明する書類

※平成28年1月1日の住所地が異なる場合のみ…「平成28年度市町村民税課税(非課税)証明書」(住民税決定通知書の写しでも可)

※申請書の様式は、福祉こども課、各保育所・認定こども園、町ホームページ内にあります。

入所決定 1月下旬に文書で通知予定

| 町内教育・保育施設一覧 | | 所在地 | 電話番号 | 利用時間 |
|-------------|----------------|------------|--------------|--|
| 公立 | ななかい保育所 | 小勝748 | 0296-88-2123 | 保育短時間 / 9:00~17:00 保育標準時間 / 7:00~18:00 |
| | みどり保育園(*) | 石塚1232-2 | 029-288-2022 | 保育短時間 / 8:30~16:30 保育標準時間 / 7:00~18:00 |
| 私立 | 靖光保育園 | 石塚2128-2 | 029-288-2572 | |
| | 常北保育園(*) | 那珂西1481-17 | 029-288-3964 | |
| | 認定こども園 桂幼稚園 | 阿波山688-1 | 029-289-2131 | 教育標準時間 / 8:00~14:00 保育短時間 / 8:30~16:30 保育標準時間 / 7:00~18:00 |

※(*)の記載のある保育園は、平成29年4月に認定こども園へ移行する予定の園となっています。
1号認定の入所を希望される方は、申し込みを福祉こども課で受け付けます。

現在、保育所(園)・認定こども園に入所中の方へ ~現況届を提出してください~

保育を必要とする事由に引き続き該当していることの確認、平成29年度の継続入所の希望確認のため、「現況届」を送付いたしますので、福祉こども課に提出してください。

問合せ 福祉こども課(こども子育て支援グループ) ☎029-353-7265(直通)